

よくある質問



1 Q. こどもの生活費は誰が負担するのですか。

こどもの養育費として里親手当、一般生活費、医療費、教育費などが公費より支給されます。

2 Q. 短期間（数日間）であればこどもを養育してみたいのですが。

岡山市では、児童養護施設等に入所中のこどもを夏休みなどに数日間、家庭生活を体験させていただく一時里親制度も実施しています。まずは、一時里親としての登録をご検討ください。

3 Q. こどもを養子にすることはできますか。

里親制度は、児童の福祉を目的とした児童福祉法に基づく制度であり、養子縁組を目的としたものではありませんが、委託の結果、家庭裁判所の許可または審判により養子縁組が成立をする場合もあります。里親制度の、「養子縁組希望里親」においても、将来的な養子縁組を予定したのですが、養子縁組には、家庭裁判所の許可または審判が必要となります。

4 Q. 里親登録して、どのくらい待てばこどもを委託されますか。

里親委託は、登録順に委託するものではなく、里親家庭の環境・こどもの発達状況・里親とこどもの相性などを総合的に判断して決めていきますので、一概には言えません。

里親さんの声

夫と小学生のこども2人と4人で生活しています。こどものおかげで家はずっとにぎやかになり、ママ友もできました。里親として構えるのではなく、こどもと普通に生活していきなかで、絆をつくっていきたいと思い、毎日を過ごしています。

里親となって25年。多くのこどもと生活してきました。仕事から帰って、一緒にごはんを食べて、お風呂に入って寝るという普通の生活で特別なことは何もありません。こどもたちの成長を見続けていけることが喜びです。

お問い合わせ先

岡山市こども総合相談所

〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 保健福祉会館5階

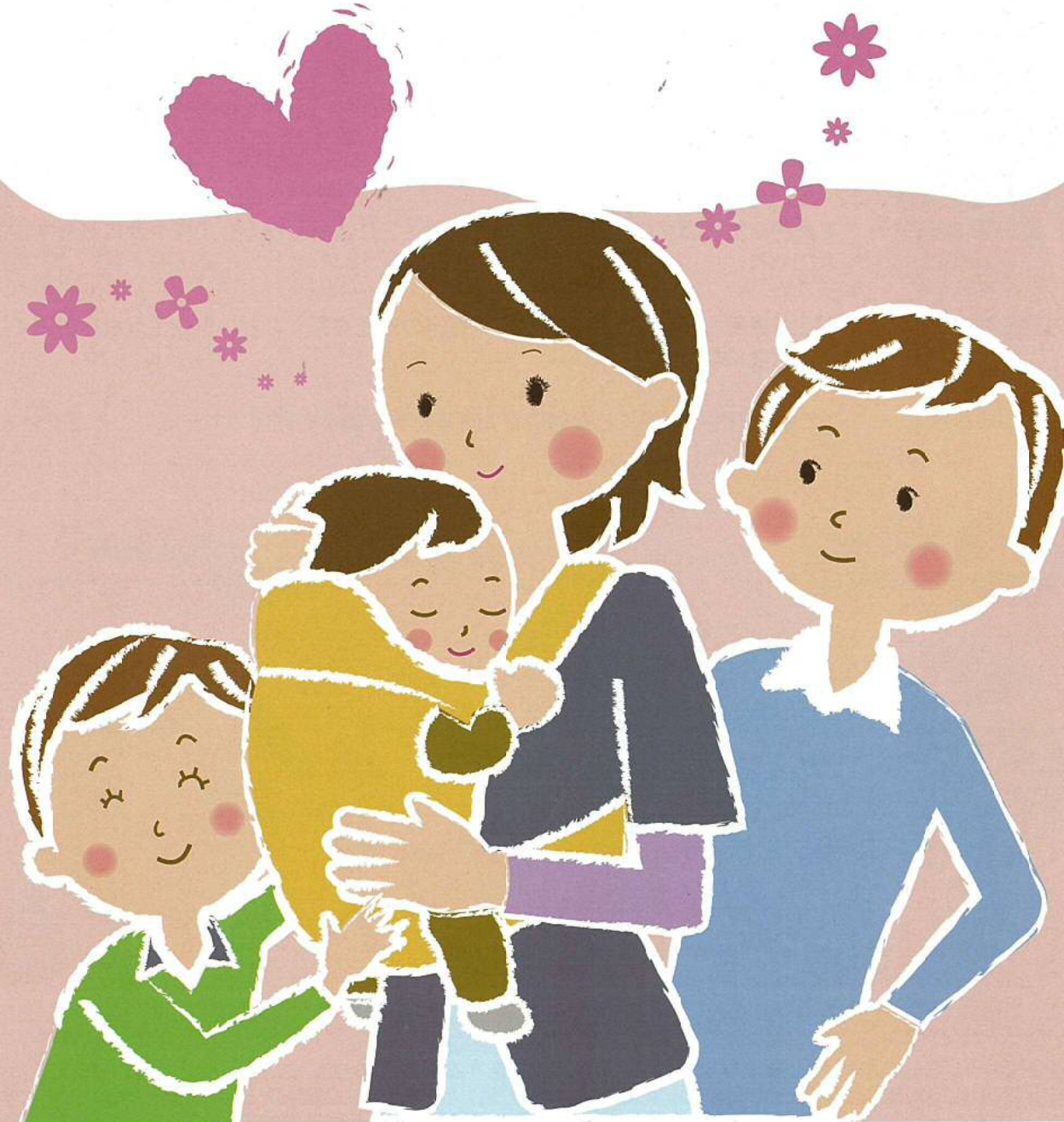
電話 086-803-2525

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分



あなたを待っているこどもがいます 里親になりませんか

～こどもたちのしあわせのために～



岡山市

里親制度とは？

こどもが明るく健やかに成長していくためには、あたたかい家庭が必要です。

しかし、親の病気や虐待などさまざまな事情により、親元で暮らすことのできないこどもたちがいます。



里親制度は児童福祉法に基づき、里親として登録された方に、家庭での養育が受けられないこどもを、家庭に迎え入れて、愛情と理解をもって養育していただく制度です。

里親が必要とされています

家庭は、こどもの成長、福祉にとって自然な環境であり、親元で暮らすことのできないこどもの生活場所としても家庭的な環境が、望ましいとされています。

しかし、里親家庭などの「家庭養護」のもとで生活しているこどもは、「社会的養護」を必要とするこどものうち、約1割程度であり、より多くの里親家庭が必要とされています。

「里親家庭」で育つことによるメリット

- 愛着関係の形成・・・家庭的な生活環境の中で、きめ細やかなケアにより、安心して穏やかに暮らすことができる。
- 社会性の獲得・・・健全な家庭のモデルを見ることで、将来の家庭を築くこと、自立生活をしていくことが可能になる。
- 個別的な対応・・・こどもの個性を大切にされた対応ができるため、適性を見極めて伸ばすことができる。

施設養護
(乳児院・児童養護施設など)

社会的養護

家庭養護
(里親家庭・ファミリーホーム)



*保護者のいないこどもや、さまざまな理由により家庭で生活することができないこどもを、社会全体で育てていくことを「社会的養護」といいます。里親による養育は、「家庭養護」とされ、社会的養護の一つに位置付けられています。
*「ファミリーホーム」とは、里親経験者などの住居で、5人程度のこどもを受け入れて、一定の要件を満たす養育者3人以上で養育をする事業です。

里親の種類は？

養育里親

保護者がこどもを引き取れるようになるまで、またこどもが18歳になるまで養育を行う里親です。

養子縁組希望里親

保護者が養育できないこどもを、養子縁組することを前提として養育する里親です。

親族里親

両親が死亡、行方不明になるなどのやむを得ない事情がある場合に、扶養義務のある親族及びその配偶者がこどもの養育を行う里親です。(こどもの祖父母・兄弟などが対象となります。)

専門里親

虐待を受け深く傷ついたこどもや障害のあるこどもなど特に支援を必要とするこどもの養育を行う里親です。一定の資格要件があり、専門里親研修の受講が必要です。

里親になるためには

特別な資格は必要ありませんが、下記の要件を満たす必要があります。

- 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに要保護児童に対する豊かな愛情を有していること
- 経済的に困窮していないこと(要保護児童の親族である場合を除く)
- 養育里親研修を修了していること

【養育里親研修について】日程等：土日を中心に6日間(講義3日 施設実習3日)行います
内 容：児童福祉論・里親養育論など国のカリキュラムにそった内容です

- こどもの養育に関して虐待などの問題がないこと
- 欠格事由に該当しないこと

【欠格事由】

「児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の養育に関し著しく不適当な行為をした者」など



里親になるための手続き



こどもが委託されるまで

